

◎五番（江花圭司君）五番、自由民主党議員会、江花圭司です。

自治体におけるデジタル化の推進についてお伺いします。

県のデジタルトランスフォーメーションについて。

自治体におけるデジタル変革をデジタルトランスフォーメーション、DX  
といい、都道府県単位でも進められております。かねてから使われている  
ICT化とは、業務効率化や省力化、コスト削減を目的とした用語で、デ  
ジタル変革、DXは住民本位の行政、地域社会の実現を目的として、しつ  
かりと区別されております。

多くの自治体がそうであるように、少子高齢化、地域経済の停滞など様々  
な課題を解決し、価値を創造し、新しい仕組みを構築するには、国からの  
人、物、金に大きく依存した地域経営では限界があると考えております。  
そこで、近年一般化しているデジタル技術を活用することで、住民本位の  
新しい自治体の経営モデルを実践していく必要があります。

国では、デジタル庁が設置され、七月十七日に閣議決定した経済財政運営  
と改革の基本方針二〇二〇においても、第三章にデジタルトランスフォー  
メーションの推進が明記されました。既に東京都がスマート東京実施戦略、  
三重県はみえデジタル戦略推進計画を策定、また愛媛県では県内自治体を  
巻き込んだ愛媛県デジタル総合戦略の策定作業が進んでいます。

さらに、群馬県や神奈川県ではデジタルトランスフォーメーションを推進  
する司令塔として外部人材を採用しています。これらは、各自治体の現状  
に対する危機感と強い自治体の志を感じるところでございます。

総合計画とデジタル変革DXについて。

新たな総合計画にデジタル技術の活用による変革、いわゆるDXの視点を  
盛り込むべきと思いますが、知事の考えを伺います。

次に、県政においてデジタル変革、DXを進めるには、行政において業務

の可視化、情報のデータ化、業務のICT化を推進する基盤が整っていないければなりません。現状、稟議、紙資料の膨大さ、その紙資料を作成する業務効率の改善など、様々な課題を洗い出さなければなりません。

そこで、県はDXにどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、市町村のデジタルトランスフォーメーションの支援についてでございます。

私の選挙区内にある磐梯町では、昨年十一月に日本の自治体では初めてCDO、最高デジタル責任者を設置し、DXを推進しています。磐梯町では、総合計画に「誰もが自分らしく生きられる共生社会を実現するためにデジタルトランスフォーメーションを推進すること」を明記して、デジタル変革戦略室を設置し、磐梯町デジタル変革戦略を策定し、着実な取組を推進しています。既に幾つかの成果も出ており、デジタル変革戦略室はテレワークと業務効率改善のため、ペーパーレス化が標準化されております。

また、コロナ禍にあっても、オンラインで首都圏の企業やクリエイティブ人材が磐梯町の取組に関わり、ワーケーションでも町の課題解決にアイデアをいただいております。六月には、町議会が日本初でオンライン常任委員会を開催し、マスメディアに大きく取り上げられました。

これら磐梯町の取組を中心となって推進しているのが磐梯町CDO、最高デジタル責任者の菅原直敏氏であります。CDOによると、町や村では規模が小さいので、独自のCDOを設置してDXを推進するよりも、人材、組織、知見を広域で共有することで、より効率的な取組が推進できるとのことでした。私は、この町、村におけるデジタルトランスフォーメーションこそ県が支援する役割ではないかと考えております。

市町村のDXへの支援について。

県は市町村が行うDXの取組をどのように支援していくのか伺います。

次に、会津におけるデジタル変革について。

会津地方振興局管内十三市町村の会津地域課題解決連携推進会議による首長オンライン研修が行われました。

そこで、会津地域課題解決連携推進会議におけるDXに関する市町村との取組状況をお伺いします。

次に、多様なニーズに対応した県有林の利活用についてでございます。

トレッキングはのんびり山を歩く、トレイルは林道。林道からつながる遊歩道は、昭和に整備されたものが大変多く、遊歩道を進めば展望台のビュースポットが数多くあります。

しかし、行政区における林道管理において、高齢化、人口流出、さらにコロナ禍で人足、道普請などができない状況もあり、年々倒木や草木が生え茂っているのが現状です。その反面、トレッキングやマウンテンバイク等のトレイルを活用したスポーツは増えています。

そのような中、森林においても、自転車とトレッキングを組み合わせた健康づくりや新たな観光資源としての活用が求められており、県内には猪苗代湖を一望できる天鏡閣周辺など風光明媚な地に豊かな県有林を有しております。

そこで、県は多様なニーズに対応した県有林の利活用についてどのような取り組みでいくのかお伺いします。

次に、広域的なサイクリングルートについて。

平成二十八年に自転車活用推進法が成立し、県においても今年の三月に福島県自転車活用推進計画を策定したところでございます。大川喜多方サイクリングロードの未整備区間六キロにおいては、現道を活用してブルーライン、矢羽根と言われる線で結び、土地カンがない人でもサイクリングロード出発点から終点まで行けるようになります。また、西会津町ではベル

ギーのサイクルプランナーを招聘して、サイクリングと地域資源を結ぶルートづくりの取組も始まりました。

また一方、東北の太平洋沿岸部では、青森県から福島県相馬市の松川浦まで四県二十八町村にまたがる全長千二十五キロの国内最大級となるみちのく潮風トレイルが環境省により策定されるなど、近年各地でロングトレイルと呼ばれる広域的なトレイルの整備が進められているところです。私は、自転車の活用推進を図るには、複数市町村をまたいだ長距離コースの設定が必要だと考えます。

そこで、県は広域的なサイクリングルートの形成にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、有害鳥獣対策についてでございます。

国が実施する野生鳥獣による農作物被害状況調査によると、会津地方ではイノシシ被害が特に増加し、農作物被害額にニホンザルも加えると、被害額は全体の約七割を占めます。さらに、ニホンジカの生息数の増加及び生息域の拡大により、今後さらなる被害増加が危惧される状況です。

国立公園内の刈り払いについて。

地域住民や観光客の安全・安心を確保するため、磐梯朝日国立公園におけるツキノワグマ対策として、樹木の伐採、やぶの刈り払いなどの対応について県の考えを伺います。

次に、鳥獣被害対策の負担軽減についてでございます。

イノシシや鹿の農作物被害は、市町村や地域住民での取組だけでは限界にきており、国や県の対策の充実が重要で、農作物の鳥獣被害対策における地域の負担軽減をどのように図っていくのか、県の考えを伺います。

次に、イノシシ対策についてでございます。

生息域が拡大し、保護や侵入防止柵整備では被害は減少しない現状で、県

はイノシシによる農作物被害防止対策の効果を上げるため、どのように取り組んでいくのか伺います。

ニホンジカ対策について。

新年度に向け、尾瀬国立公園では希少な高山植物の食害対策が引き続き必要な状況で、県は尾瀬におけるニホンジカの被害防止対策にどのように取り組んでいくのかお伺いします。

次に、狩猟者の確保について。

免許保持者の高齢化で、野生鳥獣被害対策には新しい人材確保が必要です。

県は、狩猟者の確保にどのように取り組んでいくのか伺います。

また、緩衝帯の整備について。

中山間地域の集落においては、人間の生活圏と野生の動物の生息圏との境界となる緩衝帯を設けることが必要で、そのため除伐や刈り払い、森林整備の重要性が高まっております。

県は、有害鳥獣対策に有効な緩衝帯となる森林整備にどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、鳥獣の解体処理の支援についてでございます。

国からの出荷制限指示及び摂取制限指示エリアの見直しについて、平成二十五年から当面の間は捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難であるとの指示が出されています。現在まで基準値超えの検体は出ていないものの、制限解除への方針も示されておりません。

毎年捕獲数は増えており、自治体によっては、捕獲後、解体し、ごみ処理施設へ搬入しています。解体施設を整備した場合、その自治体だけではフル活用には至らないため、広域自治体でジビエカーという移動解体処理車を活用できれば、捕獲した場所の近くまで行き、解体し、処理施設へ搬入できます。このジビエカーについては、前提として食用にするもので、さ

らに食肉処理業や食肉販売業の営業許可が必要となり、かなりハードルが高いのが現実です。

福島県内は、放射能関係でイノシシ等については、出荷制限指示及び摂取制限指示でジビエにはできず、埋設または焼却処分しなければなりません。また、過疎債を充当しようとしても、ジビエ利用がないと充当できない状況です。

有害捕獲した鳥獣を食肉として利用するための移動式解体処理車の購入を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

次に、野生キノコの出荷制限解除等についてでございます。

震災、原発事故から十年目となる今年、いまだに会津地方においては多くの種類が存在する野生キノコをくくりにして出荷制限されており、秋の行楽シーズン、観光資源として生かすことができない状況です。

全国有数の出荷量を誇ったキノコ原木生産地、原木林の再生、事業承継の問題は、山林における数少ない産業の振興において大変重要な課題でございます。

野生キノコの出荷制限解除について。

現状一品でも基準値を超えた場合、全品目が出荷制限対象となっておりますが、品目によっては放射性物質濃度が低いものもあります。

また、面積が広い自治体では、区域により汚染状況も異なることから、市町村単位での制限は地域の实情に即していない状況にもあるもので、野生キノコの出荷制限は品目ごとや区域を限定して行うべきと思いますが、考えを伺います。

次に、野生キノコ等の検査方法についてでございます。

野生キノコや山菜における出荷制限解除は、三年間定点観測を行った上、六十検体の検査が必要とされているため、時間と労力を要しているにもか

かわらず、出荷制限解除は進んでいないのが現状でございます。このため、出荷が制限されている品目でも非破壊検査機器を用いて安全性が確認された生産物は出荷できるようにすべきと考えます。

県は、野生キノコ等の出荷再開に向けた非破壊検査機器の導入にどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、モニタリング検査の迅速化についてでございます。

旬のものである野性キノコや山菜は出荷時期が限られ、事前のモニタリング検査が必要となり、検査点数など野生キノコや山菜の実態に合わない生産者から指摘されており、検査を生産者の負担が軽減される仕組みに改善していく必要があります。

県は、野生キノコ等のモニタリング検査の迅速化にどのように取り組んでいくのか伺います。

キノコ原木林の再生について。

キノコ原木として活用されてきたコナラ等の原木林の再生については、次世代への更新に必要な伐採や作業道の整備等を行うための広葉樹林再生事業を実施してきており、実施自治体においては大変よい制度として評価され、活用されてきましたが、この事業は本年度までとされています。この事業を令和三年度以降も継続していくことが重要と考えます。

また、本事業では皆伐後三年間、放射性セシウムの濃度調査を行っておりますが、原発事故から十年目を迎え、これまでの調査結果から分かっていたことなどを踏まえて、調査項目や調査点数を見直しながら本事業を進めていく必要があります。

県は、キノコ原木林の再生にどのように取り組んでいくのかお伺いします。

最後に、農業振興についてでございます。

コロナ禍により、イベントや会合の自粛でまとまった量の地酒やそばが消

費されなくなり、飲食店向けの出荷も減っています。また、生産者においては、七年連続金賞受賞数日本一の福島県がようやく酒造好適米を県産米で賄うことができるようになりました。

県内の原材料の取引業者は、令和元年度産を供給しなければ、これから収穫が始まる令和二年度産を入れる倉庫や保管場所を確保するための予算にも苦慮しております。

そこで、県内蔵元において落ち込んだ需要に応じた酒造り、原料米の貯蔵リスク低減のほか、需要回復期に備えて、従来の原料供給体制を維持できるかなど課題は山積しております。

酒米は、蔵元との契約栽培が多く、日本酒の需要減少により酒米の栽培面積も減少せざるを得ない面がありますが、私は蓄積された栽培技術が途絶えることを懸念しております。

そこで、県は酒米の生産振興にどのように取り組んでいくのか伺います。次に、県の奨励品種であるそば「会津のかおり」について、現在喜多方市山都地区の玄そば保管場所である雪室には、約千八百袋のそばが行き場を失い、貯蔵されております。地域のブランドである熟成雪室そばとして低温貯蔵されていますが、これから令和二年度産のそばが収穫されれば他の貯蔵場所を確保しなければなりません。

県内でも、貯蔵期間の長期化は玄そばの品質低下も懸念されることから、令和元年度産の流通を一層促進していく必要性があります。

県は、そばの流通促進にどのように取り組んでいくのかお伺いします。

最後に、私は経済活動の一環で新しい生活様式を取り入れ、夜の経済活動、昼の経済活動しております。しかし、私一人の百杯よりも百人の一杯が大切だと感じております。来て、呑んで、味わって、住んでいただきたい思いで最後の質問をいたしました。福島における発展的な答弁をどうぞよ

ろしくお願ひします。(拍手)

◎議長(太田光秋君) 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

◎知事(内堀雅雄君) 江花議員の御質問にお答えいたします。

デジタル技術の活用による変革、いわゆるDXについてであります。

これまで本県においては、震災からの復興や人口減少、少子高齢化など、本県が直面する様々な課題解決に向け、情報化推進計画に基づき、ICTとデータで真の豊かさを享受できる社会の実現を目指して取り組んでまいりました。

一方、DXの理念は既存の業務の進め方を単にデジタル技術に置き換えることではなく、ICTを活用し、より高い成果の達成に向けて取組手法や業務プロセスそのものを変革させるとともに、行政サービスのさらなる向上など、新たな価値を創出することであると認識をしております。

今般の新型コロナウイルス感染症は、新しい生活様式の実践など、これまでの常識や価値観を根底から揺るがし、社会を大きく変革させ続けております。

新たな総合計画におきましては、こうした社会的変革に対応するため、DXの理念を念頭に置き、県民お一人お一人がデジタル技術による恩恵を実感しながら豊かに暮らすことができる社会の実現を目指し、県議会や審議会等で御審議をいただきながら、みんなでつくり上げる福島の将来の姿を描いてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長から答弁をさせます。

(総務部長佐藤宏隆君登壇)

◎総務部長(佐藤宏隆君) お答えいたします。

会津地域課題解決連携推進会議の取組につきましては、先月地方振興局独

自の新たな支援策として、自治体におけるDXの必要性や磐梯町の実践内容を紹介する研修を行ったところであります。

参加市町村からは、広域連携による取組への期待やトップと職員の意識改革が必要ななどの前向きな意見が出されており、今後も会津地域での市町村の取組を支援してまいります。

（企画調整部長橘 清司君登壇）

◎企画調整部長（橘 清司君）お答えいたします。

DXの取組につきましては、既存の業務プロセスにデジタル技術を活用するばかりでなく、新しい生活様式を踏まえた取組手法や業務プロセスそのものを変革させることが不可欠であります。

これらの取組を通じて、ウィズコロナ時代の社会的変革に対応した行政サービスのさらなる向上につながるDXの推進に全庁一丸となって取り組んでまいります。

次に、市町村のDXにつきましては、ウィズコロナによる社会変革の時代を迎え、デジタル技術を活用して既存の業務プロセスを見直すとともに、新しい価値を創出することは市町村にとっても重要な取組と考えています。

このため、市町村におけるDXが進むよう、ふくしまSociety5.0推進事業を検証しながら、課題解決策の提案や財政支援をはじめ行政手続のオンライン化など既存の事業も活用し、しっかりと支援をしております。

（生活環境部長渡辺 仁君登壇）

◎生活環境部長（渡辺 仁君）お答えいたします。

磐梯朝日国立公園における樹木の伐採ややぶの刈り払いにつきましては、特定の地域において自然公園法の許可が必要となります。

許可の申請に当たっては、県が窓口となり、地元自治体から実情を聞き取

った上で、熊を誘引させないために必要な行為として許可を行う環境省に意見を申し述べるなど、地域住民や観光客の安全確保に向けた取組がなされるよう、しっかりと対応してまいります。

次に、尾瀬におけるニホンジカの被害防止対策につきましては、これまでも大江湿原への鹿の侵入防止柵設置や捕獲の強化などの対策を行ってまいりました。

今後は、これらの取組に加え、環境省や関係四県等で構成するニホンジカ対策広域協議会の下、関係機関が連携し、鹿の移動が集中する地域や尾瀬の周辺で捕獲をさらに強化するとともに、侵入防止柵の追加設置等に取り組み、尾瀬の自然環境を守ってまいります。

次に、狩猟者の確保につきましては、鳥獣被害対策を推進する上で重要であることから、これまで狩猟免許の取得に向けた研修会や試験の受験機会の拡大などを実施しており、新規の免許取得者数は年々増加しております。また、狩猟者の技術向上を支援するため、わな免許取得者向けの講習会の充実のほか、市町村主催の研修会や銃猟初心者射撃訓練の費用に対する助成などを行っており、引き続き狩猟者の確保に向け、関係機関と一体となって積極的に取り組んでまいります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

県有林の利活用につきましては、これまで森林環境教育等に取り組む公的機関によるキャンプ場や散策路等の設置を許可し、県民等の利用に供してまいりました。

近年、森林内のランニングや自転車走行など、スポーツを含めた多様な利活用へのニーズが生まれてきていることから、他県の状況を踏まえながら県有林の使用許可の在り方などについて研究してまいります。

次に、鳥獣被害対策における地域の負担軽減につきましては、有害鳥獣の捕獲から処分までを警備会社等に委託することが可能となっているほか、今年七月、国がICTの活用や地域外からの狩猟免許所持者の参画等により地域の負担軽減を図る取組を支援することとしたところであります。

このため、今後市町村と連携して、これら支援策の活用を図りながら地域の負担軽減に取り組んでまいります。

次に、イノシシによる農作物被害防止対策につきましては、総合的な対策に取り組む鳥獣被害対策モデル集落等において、野生鳥獣の管理に関する知識や技能を有した専門職員がその地域特性に合った指導を行うことにより被害が大きく軽減された結果が確認できていることから、引き続きモデル集落等の実証の成果を広く波及させるとともに、市町村への専門職員配置を支援してまいります。

次に、有害鳥獣対策に有効な緩衝帯となる森林整備につきましては、農地に隣接した里山の見通しをよくして、有害鳥獣が人の生活圏に出没しにくい環境を整備することが効果的であるため、引き続き市町村等と連携し、森林環境基金を活用しながら、里山林の除伐や下草の刈り払いなど、地域住民等が主体的に取り組む森林整備を支援してまいります。

次に、移動式解体処理車につきましては、本県においては、放射性物質の影響により、鳥獣の食肉としての利用が困難であることから、国の補助事業の対象外となっております。

このため、市町村等に対しては、捕獲した鳥獣の解体に関して、より効果的かつ効率的な解体処理施設や冷凍保存施設の設置を促してまいります。

次に、野生キノコの出荷制限につきましては、国のガイドラインにおいて制限区域は市町村単位と規定されており、品目についても、種類が多い野生キノコを正確に判別することが難しいことから、全品目を一括して制限

するとされております。

今後、区域設定についての市町村の意向や現在国が進める放射性物質の吸収特性により野生キノコを分類する研究の成果を踏まえ、出荷制限の在り方について国と調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、非破壊検査機器の導入につきましては、キノコ等の形状などが均一でないことを踏まえ、昨年度から厚生労働省において検査精度が確保できる測定方法の検証を県の研究機関や検査機器メーカーと連携して進めているところであります。

引き続き、国や関係機関と協力しながら非破壊検査機器の実用化を目指すとともに、検査で個別に安全が確認された野生キノコ等の出荷を可能とする制度への見直しを国に要望してまいります。

次に、モニタリング検査の迅速化につきましては、これまで地域の要望を踏まえ、市町村ごとの検査点数を三点から原則一点に見直すほか、山菜の検査対象品目を減らすなど、生産者の負担軽減に取り組んでまいりました。

今後とも野生キノコ等の収穫期において臨時の検査日を設け、出荷の円滑化を図るとともに、国のガイドラインの改正に合わせて検査対象品目を見直すなど、検査方法の改善に努めてまいります。

次に、キノコ原木林の再生につきましては、広葉樹林の更新を促す伐採と放射性物質の調査に取り組んできたところであり、令和三年度以降についても原木林等の産地再生に向けた取組を進めることが復興の基本方針に明記されております。

今後は、これまでの調査結果を踏まえ、調査項目などを絞り込むとともに、放射線量が低減されてきた地域において事業の実施区域を拡大し、原木林の再生を着実に進めてまいります。

次に、酒米の生産振興につきましては、県内蔵元が原料とする酒米の一部

が他県産となっていることや吟醸酒などの高級酒の消費が堅調であることから、本県産酒米である「福乃香」等の利用拡大を見込むことができるため、産地交付金を活用した作付拡大や蔵元が本県産酒米の利用量を増やす場合の助成など、生産と利用の両面から酒米の生産振興に取り組んでまいります。

次に、そばの流通促進につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の主要なそば産地への観光客等が減少し、外食の需要が落ち込んでいることから、販路開拓に取り組んでいく必要があります。

このため、そば振興団体が行うアンテナショップでのPR等を支援するとともに、感染拡大後においても着実に売上げを伸ばしているオンラインストアへの新規出店料を助成するなど、そばの流通促進を図ってまいります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

広域的なサイクリングルートにつきましては、今年三月に策定した福島県自転車活用推進計画の中に桧原湖周遊ルートや東白川郡の奥久慈街道などをモデルルートに位置づけ、重点的に利用環境を整備することとしております。

今後もし町村や関係機関、民間事業者等と連携し、本県の優れた自然や景観、史跡などを広域的に巡る新たなモデルルートを選定するなど、魅力的なサイクリングルートづくりに取り組んでまいります。